令和8年11月2日発行

月報 しろいし



〒989-0229 白石市銚子ケ森37-8
ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所） TEL:0224-25-3107

労働市場の動向（令和9年月内容）

＜求人はハローワークへ!!＞

【求職の状況】

○ 新規求職者数は169人で、前月と比べて43.2%増加した。

○ 月間有効求職者数は712人で、前月と比べて6.7%増加した。

【求人の状況】

○ 新規求人数は237人で、前月と比べて17.3%増加した。雇用形態別でみると一般は前月と比べて5.4%減少し、パートは前月と比べて81.1%増加した。

○ 月間有効求人数は667人で、前月と比べて11.9%増加した。

【求人倍率の状況】

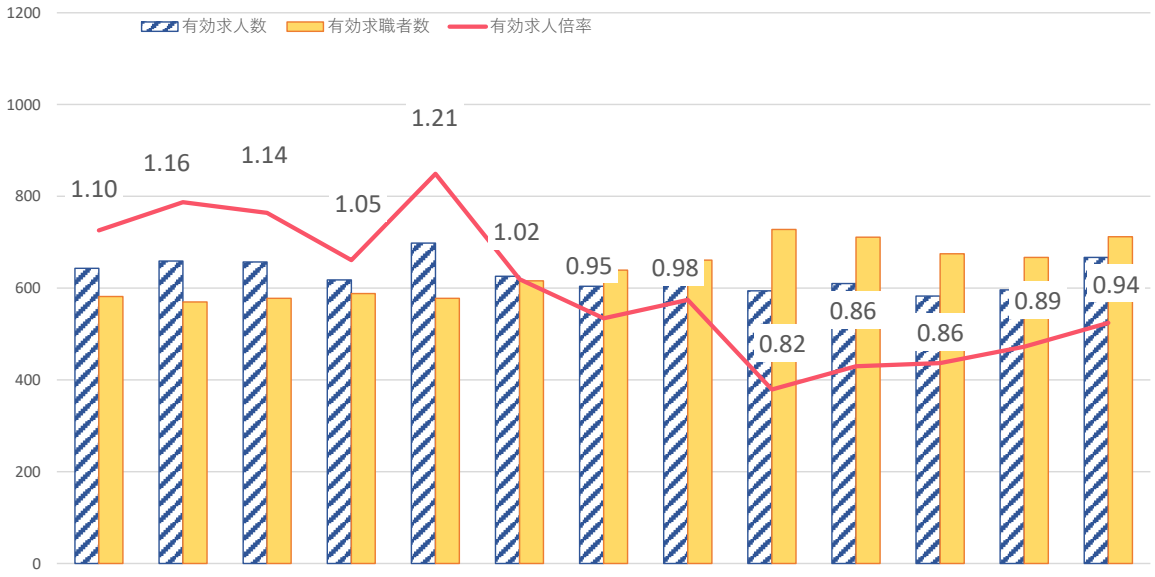
○ 有効求人倍率は0.94倍で、前月と比べて0.05ポイント増加した。
雇用形態別でみると一般は1.03倍で前月と比べて0.02ポイント減少した。
パートは0.80倍で、前月と比べて0.14ポイント増加した。

（注） ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

（数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む）

原数値



	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月
有効求人数	643	659	657	618	698	626	604	647	594	610	583	596	667
有効求職者数	582	570	578	588	578	616	639	661	728	711	675	667	712
有効求人倍率	1.10	1.16	1.14	1.05	1.21	1.02	0.95	0.98	0.82	0.86	0.86	0.89	0.94

一般職業紹介状況（令和８年９月内容）

項目			当月	前月比（%）	前年同月比（%）
求職関係	新規求職者数		169	43.2	56.5
		うち男	91	71.7	85.7
		うち女	78	20.0	36.8
	年齢別	～44歳	63	18.9	18.9
		45～54歳	25	13.6	8.7
		55歳～	81	88.4	153.1
	月間有効求職者数		712	6.7	24.9
		うち男	351	8.7	30.0
		うち女	361	4.9	21.1
	年齢別	～44歳	270	7.1	30.4
		45～54歳	132	0.8	17.9
		55歳～	310	9.2	23.5
求人関係	新規求人数		237	17.3	▲ 2.1
	主要産業別	建設業	32	▲ 3.0	10.3
		製造業	49	157.9	25.6
		卸売・小売業	78	680.0	2.6
		飲食店・宿泊業	12	▲ 57.1	200.0
		医療・福祉	25	▲ 55.4	▲ 16.7
	月間有効求人数		667	11.9	1.2
就職関係	紹介件数		150	22.0	24.0
		うち男	83	40.7	31.7
		うち女	67	4.7	15.5
	就職件数		49	81.5	28.9
		うち男	23	109.1	91.7
		うち女	26	62.5	0.0

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。　（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令８年９月内容）

項目			当月	前月	前年同月
適用関係	月末現在事業所数		780	791	779
	資格取得者数		65	80	87
	資格喪失者数		104	108	110
	月末現在被保険者数		10,785	10,832	10,863
給付関係	一般	受給資格決定件数	37	35	35
		受給者実人員	168	171	194
		支給金額（千円）	25,986	21,182	26,526
	高齢	受給者数	17	7	9
		支給金額（千円）	4,170	1,598	2,194
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額（千円）	0	0	0
	再就職手当	支給人員	9	12	16
		支給金額（千円）	3,798	8,895	10,694

事業主の皆さまへ

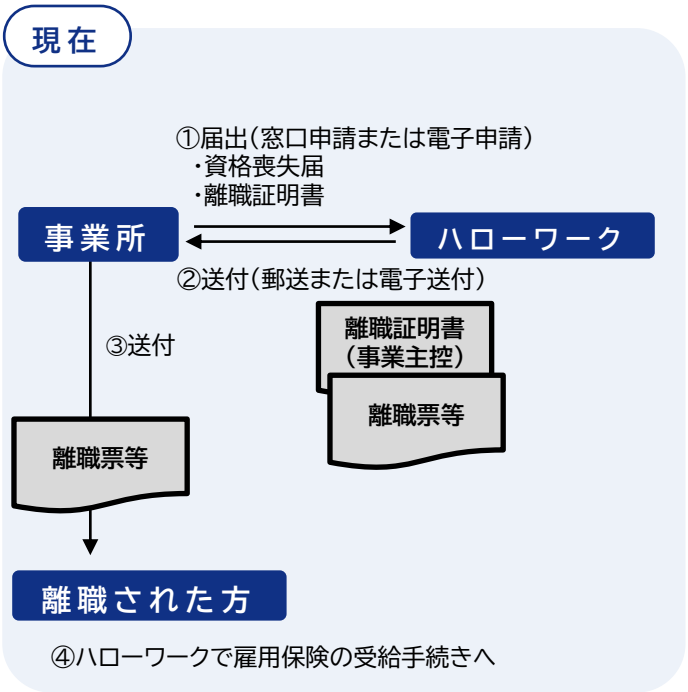
2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！

「離職票」※とは

※正式名称は「雇用保険被保険者離職票」

離職者が雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類です。現在は事業所から離職者にお送りいただいていますが、2025年1月20日から、希望する離職者の方には、マイナポータルを通じて直接お送りするサービスを開始します。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通じてお送りします。

「離職票」等が送付されるまでの流れ





事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります！

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

このサービスの対象となる条件

- 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
ハローワーク

LL061203保01

事業所の皆さまへのお願い

- 被保険者向けリーフレットを被保険者の方に周知いただき、被保険者からご希望があれば、以下のSTEP1、STEP2を行っていただくようお願いします。
- マイナンバー登録には時間がかかる場合がありますので、資格喪失届提出の2週間程度前までに行ってください。
- 被保険者が希望しない場合や要件を満たさない場合は、従来どおり事業所へ離職票等の書類をお送りしますので、離職者に送付ください。

【被保険者向けリーフレット】
「希望する離職者の方に「離職票」等をマイナポータルに直接送付するサービスを開始します！」
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353163.pdf

STEP1 マイナンバーを被保険者番号に登録する

- マイナンバーの登録有無は、被保険者ご本人がマイナポータルの「わたしの情報」機能で確認することができます。操作方法は、被保険者向けリーフレットSTEP1をご参照ください。
  （事業主からハローワークに「雇用保険適用事業所情報請求書」を提出いただくことで被保険者のマイナンバー登録有無を確認することもできます。ただしその場合には以下※1と※2の区別はできません。）
- マイナンバーが正常に登録されている場合はSTEP2に進んでください。
- 以下の①、②の場合は、必要な手続きを行いマイナンバーの登録を完了してください。

※1 これまで資格取得届等の際にマイナンバーを登録する機会がなかった被保険者はマイナンバーが登録されていません。上記被保険者向けリーフレットのSTEP1で、被保険者ご本人のマイナポータル上、雇用保険に関する情報が表示されなかった方が該当します。
※2 資格取得届にマイナンバーを記載いただいた場合でも前職の被保険者番号が未届となっていたようなケースでは、マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままになっています。被保険者向けリーフレットのSTEP1で、被保険者ご本人のマイナポータルで取得した雇用保険情報に前職の事業所名が表示されている方はこれに該当します。

①マイナンバーが登録されていない場合

「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出し、マイナンバーを登録してください。
様式は都道府県労働局ホームページからダウンロードできるほか、電子申請することもできます。

②マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままになっている場合

「雇用保険被保険者資格（取得・喪失）届等（訂正・取消）願」をハローワークに提出し、前職の被保険者番号と現職の被保険者番号を統一する手続きを行ってください。
様式は都道府県労働局ホームページからダウンロードしてください。本様式は電子申請には対応しておりません。

雇用保険におけるマイナンバー登録についてのお願い

資格取得届にマイナンバーを記載いただいた場合であっても、既に付与された被保険者番号を記載いただかなかった場合は、新しい被保険者番号を振り出して資格取得します。この場合、新しい被保険者番号にはマイナンバーの登録を行っておりません。
※資格取得確認通知書等に「個人番号登録あり」と表記されている場合も同様です。
これは、マイナンバーの誤登録による情報漏えいを防止するために、同一のマイナンバーを複数の被保険者番号に同時に登録しないこととしているためです。
つきましては、既に付与されている被保険者番号がある場合は必ず資格取得届に記載いただくようお願いします。

雇用保険WEBサービスとの連携設定を行う（こちらは被保険者ご本人が行う手続きです）

被保険者のマイナンバーの登録が完了した後に、被保険者ご本人がマイナポータル上で「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行います。

※1　設定方法は被保険者向けリーフレットのSTEP2のとおりです。
※2　被保険者が「雇用保険WEBサービス」との連携設定を済ませているかどうかはハローワークではお答えできませんので、ご本人に確認ください。一度「雇用保険WEBサービス」との連携設定を済ませれば、ご本人が解除しない限り離職・再就職後も有効です。

STEP2　電子申請で雇用保険の離職手続きを行う

- 雇用保険の離職手続きを電子申請で行ってください。電子申請についてご不明な点は都道府県労働局電子申請事務センターまでお問い合わせください。
- 離職手続きに際しては、離職される被保険者に「離職票」の交付が必要かどうかを必ずご確認ください。「離職票」が必要であれば「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」、不要であれば「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）」の手続きをお願いします。
- 離職手続きの提出期限は、離職日の翌々日から10日以内となっています。必ず期限内に手続きを行ってください。

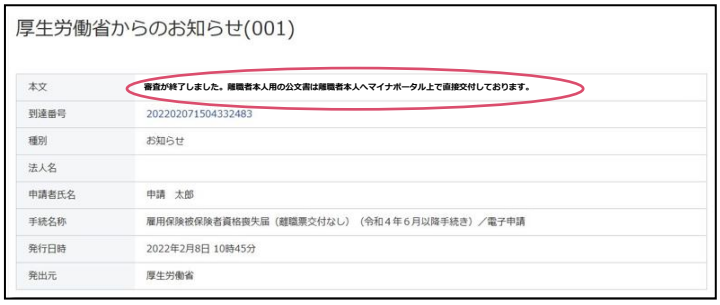


①e-Gov電子申請トップページの【手続検索】から「雇用保険　資格喪失」で検索



②離職予定者ご本人が離職票の交付を希望する場合は
「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」を、
離職票の交付を希望しない場合は
「雇用保険被保険資格喪失届（離職票交付なし）」を選択し、
お手続きください。
※複数人を一括して届ける場合は
「雇用保険被保険者資格喪失届（連記式）」を選択ください。

「離職者本人用の公文書は離職者本人へマイナポータル上で直接交付しております」のメッセージが返信されたら完了です。



※本画面はe-Gov電子申請でのメッセージ例です。

※離職票が離職者本人に直接送付された場合には、事業所へは離職証明書（事業主控え）のみお送りし、離職票は送付しません。
※離職者本人のマイナポータルに離職票が送付されている場合には、離職票に記載されている離職区分コードは個人情報に該当するため、事業所にお伝えすることができません。ご了承ください。